

会 議 記 録

会議名称	平成 29 年度第 4 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 29 年 12 月 4 日 (月) 午後 2 時 57 分～午後 5 時 00 分
場 所	東棟 4 階 庁議室
出席者	<p>【委員】 山本、奥、田淵、倉橋、伊関</p> <p>【区側】 企画課長、行政管理担当課長、財政課長、総務部長、総務課長 経理課長、契約担当係長、契約担当係長、契約担当係長 機械設備係長、営繕係長、電気設備係長、環境活動推進係長 教育施設計画推進担当係長、区民課管理係長 杉並福祉事務所管理係長、選挙管理委員会事務局次長 交通対策係長</p>
配付資料	
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 杉並区の入札・契約制度の概要について 入札・契約制度の改革 (2) 平成 28 年度入札及び契約に関する外部評価について <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事契約 審議案件 ・ 委託・賃貸借契約 審議案件 ・ 物品の購入契約 審議案件 <p>3 その他</p> <p>○第 5 回外部評価委員会 平成 30 年 2 月 1 日 (木) 午後 5 時 15 分～開催予定 (東棟 4 階 庁議室)</p>

○行政管理担当課長 それでは、ちょっと定刻の時間よりも早くなりますけれども、第 4 回杉並区外部評価委員会を始めさせていただきたいと思います。

まず、本日の委員の出欠の状況の報告でございますが、○委員につきましては事前に遅れてくるということで連絡がございましたので、その旨、まずご報告をさせていただきます。

開会に当たりまして、まず、会長よりご挨拶をいただきまして、そのまま会長には引き続き会議の進行をお願いしたいと思いますので、会長、よろしくお願いたします。

○会長 本日は第 4 回目の外部評価委員会ということですが、我々の職務の大きな 1 つとして入札監視業務というのがございまして、それが今回主とした議題であります。

本日は、先ほど事務局からお話がありまして、○委員が 1 時間ほどおくれて来られるということと、ただいま議会開催中であるということで、総務部長は途中で退出されるということでございます。

それでは、本日の審議に入りたいと思いますが、最初に、これは資料の確認をお願いいたしますでしょうか、事務局の方で。

○経理課長 経理課長の白井でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず、資料確認ですが、次第がありまして、その後ろに、左上に「資料 1～9」と振った「入札・契約制度の改革」という資料で、ホチキスどめのものがあります。それと、クリップどめになっておりますけれども、本日ご審議いただきます個別の契約案件になります。資料 10 につきましては、工事の審議案件の一覧になっております。その次に、参考資料といたしまして、資料 11、入札見積経過調書等をホチキスどめとじてあるもの。その次に、また A3 判の横の表になりますが、資料 12 といたしまして、委託審議案件、その下に物品購入の審議案件の一覧。その次に、同じく資料 13 といたしまして、入札見積経過調書等のホチキスどめした資料がございます。不足している資料等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○会長 よろしいですかね。

本日は、入札監視にかかる業務でありますので、一部非公表の資料が含まれておりますので、発言等をされる場合には、それをご注意いただきたいということでございます。

よろしいでしょうか、資料は。

それでは、最初に報告事項として杉並区の入札・契約制度の改革と申しますか、それも含めた概要につきまして、いろいろ、東京都でも入札・契約制度の改革が今施行されているようでございますけれども、そういう状況でもありますものですから、まず説明をお願いいたします。

○経理課長 それでは、資料説明に入る前に、私のほかに経理課の契約担当の職員が出席しておりますのでご紹介させていただきます。

まず、岡田係長になります。

○契約担当係長 岡田と申します。よろしくお願ひいたします。

○経理課長 同じく、石橋係長です。

○契約担当係長 石橋と申します。よろしくお願ひします。

○経理課長 それと、小島係長でございます。

○契約担当係長 小島と申します。よろしくお願ひいたします。

○経理課長 この3名の係長も、本日説明員として参加させていただいております。

また、本日は、後ほど審議案件に入りますけれども、業務内容等の説明、ご質問があった際に、その説明員として各所管課の担当係長を出席するようにいたしております。順次入れかわりで出席させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど会長からもお話がありましたとおり、当委員会の所掌事項であります入札その他の契約手続にかかる事項として、平成 28 年度、1 年間で区が発注した案件の入札及び契約状況等についてご審議をいただくものでございます。

また、同じく会長からお話がありましたけれども、本日も審議いただく内容につきまして、特に資料 12 に赤字で表示しているところ、これについては非公表になっている情報になりますので、こうしたものにつきましては、ご質疑等あった場合には、大変恐縮なのですがお答えを控えさせていただく場合がありますので、ご了承いただければと存じます。

それと、本日の審議案件についてでございますけれども、事前に委員の皆様には契約の一覧を送らせていただきまして、皆様方から候補を選定していただきました。その選定された案件を事前に会長とご相談、調整をさせていただきまして、本日、工事案件が 4 件、委託・賃貸借案件が 3 件、物品購入が 1 件ということで、合計 8 件を選ばせていただいております。

長くなりましたが、それでは、入札・契約制度改革の概要につきまして、私から資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず、資料 1 の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

こちら、まず 1 の (1) 「基本的な考え方」を掲げてございますが、これは昨年ご報告した内容と変わりはありませんので、(2) の「平成 28 年度と 29 年度の取組方針」について、概略をご説明申し上げます。

2 つ目の「○」になりますけれども、平成 28 年度は、工事契約における技術実績評価総合評価方式と委託契約の簡易型総合評価方式の試行を継続するとともに、工事契約における J V 発注基準の見直し、また、監理技術者の兼任の基準緩和等を実施してございます。

次の 3 つの目の「○」ですけれども、29 年度においてもこれまでの対策の継続とともに、適正な施工・履行の確保を図るための措置として、前払金限度額の引き上げと算出式の変更等を実施してございます。また、国の公共工事設計労務単価改定への速やかな対応を図るとともに、効果検証のためのアンケート調査を昨年に引き続き実施してございます。

今後、区といたしましては、引き続き競争性や透明性の一層の向上を図るとともに、適正な施工・履行の確保に努めてまいります。

次に、5 ページをお開きください。

適正な施工・履行の確保を図るために実施した改革となっております、この一番下になりますけれども、ただいまご説明しましたとおり、29 年 4 月から前払金限度額の引き上げと算出式の変更、それと、契約保証金の割合の見直しを実施しております。

まず、前払金限度額に引き上げにつきましては、背景としまして、発注案件の大型化、近年の労務単価、資材費の高騰、さらに消費税の引き上げといったようなこと、また、各区の実施状況も調査をいたしまして、従来 2 億円としていた限度額を 4 億円に引き上げてございます。また、契約金額が 2 億 5,000 万円を超える場合、その超過額の 1 割を前払金として加算をしていましたが、これを 2 割の加算と変更をしております。

次の契約保証金の見直しにつきましては、従来契約金額が 5 億円以上については保証金の割合を 30%としておりましたが、5 億円未満の契約と同様に 10%に引き下げを行っております。こちらにつきましても、他区の状況や、今回の前払金の増額、さらに、万が一履行に問題が生じた場合に必要な費用等について検討を行いました結果、引き下げを行っ

たものでございます。

次に、13 ページをご覧ください。

ここは、区で実施しております工事の契約方式をまとめた表になっておりまして、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の 3 つの入札形態で整理をしております。

裏面の 14 ページには、同じく委託・物品の契約方式を記載してございます。

次の 15 ページになりますけれども、ここは入札結果の一覧となっております、ここ数年の実績と合わせて記載をしております。

まず、15 ページが全体でして、次の 16 ページから 18 ページ、ここが契約種別ごとの実績となっております。

次の 19 ページの資料 2 ですが、こちらは「年度別入札・契約制度の変遷」としまして、工事、委託、物品の 3 区分で、横軸に契約金額の区分、そして、縦軸に年度の変遷経過をあらわしてございます。

続きまして、22 ページをごらんください。

こちらの資料 3 は「工事・委託及び物品契約における落札率の推移」となっております。

続きまして、26 ページになりますが、資料 4 は年度別入札形態別平均参加事業者数の一覧。そして、隣の 27 ページの資料 5 は業種別競争入札登録事業者数となっております、近年の実績値等の資料でございます。後ほどお目通しいただければと存じます。

続きまして、31 ページをお開きいただきたいと思います。

この資料 6 は、過去 3 年間の指名停止措置の状況を一覧にしたものでありまして、裏面の 32 ページが、直近の平成 28 年度の指名停止措置の状況を記載しております。

28 年度におきましては、大手電機メーカーと大手道路舗装会社による談合が複数発覚しまして、独占禁止法に基づく排除措置命令等がなされたほか、他自治体において食品衛生法違反に伴う案件がありまして、指名停止は全体で 12 件となっております。

この中で、区の発注にかかわる案件としましては、上から 7 番目になりますけれども、株式会社橋本商事の案件と、一番下の凸版印刷株式会社情報コミュニケーション事業本部を対象とした指名停止の 2 件でございまして、いずれも履行上適正を欠く行為となっております。

次の 33 ページの資料 7 ですが、こちらは平成 28 年度の不調案件処理経過となっ

でございます。全体を通しまして、全者辞退による不調が多く発生をしている状況になっています。

一般競争入札につきましては、案件の分割、仕様の見直しなどによる再度入札公告を実施しており、指名競争入札につきましては、指名業者の見直し、仕様の見直しなどを行いまして、再度指名競争入札を実施するなど、安易な随意契約を行わないようにしてまいります。

なお、不調の原因といたしましては、やはり人手不足が大きな要因になるものと、区としては捉えてございます。

次に、36 ページをお開きください。

こちらは資料 8 となっております、区の入札・契約制度における臨時的措置の資料になります。

区では、リーマンショック以降の地域経済環境の悪化等に対応するため、平成 21 年度から臨時的緊急措置として講じてまいりました。また、平成 26 年に、公共工事の品質の確保に関する法律、いわゆる品確法、それと、入札契約適正化法、建設業法といった、いわゆる担い手 3 法の改正がありまして、将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等のために、措置内容の見直しや追加をしております。

29 年度も地域経済の一定の配慮や支援を図る観点から、臨時的措置として継続しているところですが、この中の一番下にありますけれども、臨時的措置導入前の平成 18 年度から 20 年度の区内業者の受注率の平均、大体 70% 台であったものが、この措置を実施して以降、80% 後半から 90% というような状況になっております。

なお、この臨時的措置につきましては、現在区内部において取組の検証作業を行っているところでございます。

続いて、37 ページの資料 9 ですが、こちらは平成 29 年度杉並区障害者就労施設等からの物品調達方針でございまして、背景としまして、平成 25 年 4 月に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が施行されたことを受けまして、区では内部検討を行い、平成 25 年度から毎年、この物品等調達方針を作成しております。

資料につきましては以上でございますが、なお、本日の報告事項にはありませんけれども、当委員会には、区の契約における暴力団等排除措置を行った場合には当委員会に報告

することになっておりますけれども、昨年度以降、除外措置はありませんので、その旨は口頭にてご報告をさせていただきます。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。これは報告事項ではあるのですが、非常に関心が高い事項でございますものですから、ご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

○○委員 指名停止のデータ 2 件、橋本商事と凸版ということで、著しく適正を欠く行為とあるのですけれども、具体的にはどのような内容でしょう。

○契約担当係長 今のご質問に対しては、私からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、橋本商事につきましてですけれども、こちらの契約の内容というのが、区内の放置自転車を撤去したものを引き取り手が無いものについては売却を行っています。橋本商事は、その区の放置自転車の売却の契約、買い取る契約をした業者となっています。

ただ、こちらにつきましては、海外に輸出を原則とした契約になっているのですけれども、海外の輸出の価格が落ちまして、当初入札した価格で事業者が買い取れなくなってしまったということです。そのため、契約を解除させていただいて、今回については、適正を欠く行為ということで指名停止をさせていただいたということになっております。

○○委員 契約のときに、価格変動を考慮しないで契約していたのですか。

○契約担当係長 そうですね。もちろん 1 年間の契約なので、事業者としてはその変動も考慮して入札をするというのが本来ですけれども、今回はその価格の下落がかなり激しかったようなのです。他の事業者も同じような金額で応札はしているのですけれども、そのときは読み切れなかったということが正直なところだと思います。

あと、もう 1 件の凸版印刷についてですけれども、こちらにつきましては、臨時給付金を支給する業務の委託を凸版が請け負ってしまして、支給を行うのにシステムで処理をしていくのですが、そのシステムのデータの入力間違いがありまして、誤支給が発生したということがございました。

○経理課長 いずれも履行上適性を欠く行為ということです。

○会長 よろしいですか。

これ、確かに見ていると、後の案件にかかってくることでもあるのですけれども、不調

案件処理経過を見ていると、なかなか不可解な結果になっていますよね。

不調になっていて、例えば分割したとかになっているのだけれども、不調になって分割すれば当然当初の予定価格よりも多くなるのが普通なのだけれども、例えば、9 番目は、分割したほうが安くなったというのは、当初の価格設定はどうだったのかという疑問が生じますが、この点についてはどうですか。

○契約担当係長 9 番目につきましては、分割したのみではございませんで、仕様を一部削除しております。

○会長 その点は重要なことなので、ちゃんと書かないといけないと思います。

○経理課長 ご指摘のところは、訂正させていただきます。

○会長 よろしく願いいたします。

ほか、何かございますか。

○○委員 資料 9 に関連してですけれども、実際の物品調達実績はどのようになっているのか、資料はございますか。

○契約担当係長 調達実績につきましては、今持ってきてはいないのですけれども、目標どおり、若干ですけれども年々増加の傾向は維持しておりますが、なかなか区の発注において活用できるものというのが限りがございます、そろそろ頭打ちを迎えておまして、特に今年度どのように展開していこうかというところは、所管が非常に苦慮しているところではございます。

○○委員 方針をご紹介くださるのであれば、やはり実績もあわせてご紹介いただいたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

○会長 調達の目標が書いてありますね。前年度の調達実績。

○経理課長 前年度を上回る目標は、一応達成している状況です。

○○委員 ありがとうございます。

○総務部長 障害者の就労施設物品調達方針の実績については、ちょっと資料が不足しておりまして申し訳ありませんでした。

例えば、今年度からふるさと納税の返礼品に、障害者の調達としまして、生産した物品を返礼品のメニューに加えて、お返しをしたりだとか、拡充しています。また、新年の賀詞交換会という一大セレモニーがございますけれども、その来場者の方に障害者の製作

した物品を配布するとか、そういう拡充の回り方を少しずつですが、努力しながら毎年変えているところでございます。

以後留意しますけれども、そんな取組を重ねていった結果として、前年よりも増えているというふうな評価ができると思いますので、ご案内だけで恐縮なのですが、よろしく願いいたします。

〇〇委員 今、1階でやっているものもそうですか。

〇総務部長 そうですね。1階でも、喫茶コーナーとお弁当の販売と、それから、物品も販売しています。

〇〇委員 今日は下のフロアでやっていましたね。

〇経理課長 年に数回、ああいう形で販売することもあります。

〇〇委員 ほかにも毎月何日か、下でパンを売ったりしていますね。

〇経理課長 いろいろな施設が入れ替わりで販売しています。

〇〇委員 ふくふくとかですよ。

〇経理課長 パンの販売はほぼ毎日なのですからけれども、今ロビーで行っているような大々的なのは年に数回でございます。

〇会長 どうもありがとうございました。

〇総務部長 よろしく申し上げます。

〇会長 それでは、議事に入りますが、まず工事審議案件は、合わせて4件ですかね。個別に、4件それぞれについて、資料10と資料11に基づきまして、まず概要をご説明いただいて、それで個別に審議をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〇経理課長 まず、工事案件の1件目ですが「杉並区立下高井戸子供園改築給排水衛生空気調和設備工事」になります。

資料10の方で、業種は給排水衛生で、入札の参加者数は業者数が7で、全て区内業者となっております。応札の状況以降は、資料11の入札見積経過調書をご覧いただきながらご説明をしたいと思います。

まず、7者の参加がありましたけれども、この入札につきましては、全部で3回実施をしております、最終的に応札した業者は2者で、それ以外は全て当初を含めて辞退という状況になっています。

予定価格につきましては、記載のとおり税抜き 70,311,000 円で、落札価格が 70,300,000 円ということで、落札率が 99.9%になっております。

この工事につきましては、杉並区立下高井戸子供園を改築するのに伴う給排水衛生空気調和設備となっております。現在の区の基準では単体発注ということで、区内業者限定ということで入札を実施したものでございます。

その入札公告文につきましては、裏面の資料 11-2 と 11-3 ということで添付してございますので、こちらをご参考にしていただけたらと存じます。

簡単ですが、私からは以上でございます。

○会長 どうしますかね、1 件ずつやりますか。

では、これからやりましょう。

まず、確認されたい事項なり追加説明が必要なこともあるかと思っておりますので、どなたかご意見やご質問はありますか。

○○委員 結果としては、一番安い入札額になったわけですか。

○経理課長 予定価格内の入札ができたということになっています。

○○委員 区内業者限定にできる場合というのは、どういう場合ですか。

○経理課長 先ほどの資料で説明を省略してしまったのですが、入札・契約制度における臨時的措置としまして、工事につきましては、予定価格が 1 億 5,000 万円未満の工事は区内業者限定という基準を適用させておりまして、そうしたことが先ほど申し上げたような、区内業者の受注率につながっているということです。

○○委員 でも、私疑問に思うのですけれども、よくこんなにぴったりの額で入札しましたよね。

○経理課長 工事については、積算基準というものを国は公表しておりまして、東京都も、都が直接公表しているというふうには聞いておりませんが、そうした積算のソフトとかが市販では出回っておりまして、ほぼ積算の基準というのが今は公表されているような状況です。一方、区では、発注時に積算をきちんとしてもらうように、単価を抜いた内訳書というのを参考資料で配っておりまして、そうしたものも設計図書、要は図面なんかと一緒に配っております。そうしたことから、請け負いたいという業者さんでは、ある程度適正な積算ができるという環境にあります。そうしたことが、こうした高い落札率につながっ

ているものというふうに区では考えています。

〇〇委員 あまりぴったり過ぎてしまって、私も驚いてしまうのだけれども。

〇会長 これはちょっと確認ですけれども。確かに積算基準は公表されているのですけれども、いろいろ最近、ほかの自治体で不祥事もあるものですから確認なのですが、区の予定価格の決定というのは、当然標準的な積算基準等に基づいて、一定の査定なり、最終的な決裁される方がおられるわけですね。それについては、まず、区としてはどうなっていますかね。ちょうど今、いろいろ世間の関心も高いので、誰が予定価格を最終的に決定し、承認しているのかということをお教えいただけますか。

〇機械設備係長 営繕課機械設備係長の向吉です。

積算については、まず第一に、東京都財務局の標準単価表で、単価表にないものについては、市販の定期刊行物を用いており、それにもないものについては、メーカー3者以上の見積もりの平均値、それに我々の掛け率を掛けて単価を作成しています。

〇会長 いや、そうではなくて、今の方式ですと予定価格の確定は、その積算積み上げたやつとイコールなのですか。

〇機械整備係長 そうですね。

〇会長 それは、あまり聞かないのだけれども。まあ、事實は、それならそれで、教えていただければいいのですけれども。

〇機械設備係長 営繕積算システムという積算のシステムに、数量と金額を入れると設計金額が計算できます。

〇会長 それでは当然ご質問あったように、100%に限りなく近く見積もることができそうですよね。

私に関与している入札監視のほかの委員会等で聞くと、それはそれに基づいて、国交省とか、そういう基準をもう一度査定して、何パーセントとかということで予定価格は定めていますから、それが漏れることはあり得ないし、それを推計することはできないようになっているという説明を私は承っているのです。杉並区の場合は、それがそのまま積み上がった金額が、イコール予定価格になるということですね。

〇機械設備係長 そうですね。

〇会長 それ自身がいいかどうかは、これは入札監視だからやらないのだけれども、少し

お考えになったほうがいいのではないのでしょうかね。

○経理課長 積算基準に基づくものは、一応その積算基準を用いているのですが、ただ、その見積もりなどを徴収して価格設定しているものについては、複数とっているということです。

○会長 見積もりの場合は当然やりますけれども、国交省とか東京都の基準を用いた発注で、そのまま予定価格にしてはいけないということはないのですけれども、それに基づいて、最終的な予定価格の決定権者が、一定の査定をやっている。だからこそ確認しているのですけれども。区の判断だというのは、別にそれで私はいいいと思いますけれども、そこは非常に重要なことなので、確認させていただいたということです。

○○委員 それで、積算した形というのは、大体の業者さんはわかっているということであるならば、なぜ第 1 回でこれだけの金額が出てくるかという話ですよ。

○会長 そういう疑問になりますよね。

○○委員 成り立たないということがわかっていて、はじめの入札に応じたということなのではないでしょうか。また、3 回目の入札までいったので、最終的に予定価格に近い額で入札したということなのか。

○会長 これについては、もう 1 つの視点として、信用保証料の費用にも影響が及ぶものと思います。信用保証料も、予定価格には反映されていて、確か間接経費が中に入っていますよね。そこにも影響して、間接比率か何かが減ったということですかね。単価は、多分労賃が高くなっているから、基準労賃が上がって、逆に間接経費率は、信用保証料が何割か減っているわけですから、当然減るはずですよ。

○経理課長 今、会長がおっしゃられているのは、工事の保証契約の費用のことでしょうか。

○会長 そうそう、保証料の支払いでも、建設業信用保証協会があつて、それは間接経費の中にたしか算定根拠で入っていますから、保証契約も変わるということですよ。

○契約担当係長 このレベルですと変わりません。

○会長 まだ変わっていない。

○契約担当係長 この金額ですと、その対象となりません。

○会長 対象になると変わるということですよ。

○契約担当係長 対象になれば変わります。

○会長 そうということですね。

○契約担当係長 対象になる契約は、今回の場合はございません。

○会長 そうですか。ただ、対象になれば変わりますよね。

○契約担当係長 なれば変わるはずですよ。

○会長 わかりました。

○委員の質問に対しては、どうなりますか。

区の積算について、業者の方でもほぼ同等の積算ができるということであれば、では、何で2回目から、もっと近くの価格にならないのかということについては。

○契約担当係長 直接工費につきましては、先ほど説明したことで算出は可能かと思われませんが、その時々に応じて必要となる管理費などは、その業者の状況なり、案件の発注時期によって多少はやはり変化をしますので、全く同じということは、当然あり得ないと思われれます。

○会長 ということは、何回も確認になるのですけれども、予定価格を決めておられる方はどなたなのですか。

○契約担当係長 予定価格は、契約担当者が決定します。

○会長 契約担当者というのは、金額によって多分変わるのではないのでしょうか。経理課長ですか。

○経理課長 この案件でいきますと、総務部長になります。

○会長 全部、総務部長。

○経理課長 区長の権限委任になっておりまして、この予定価格であれば総務部長が契約担当者になっています。

○会長 一定額以上だったら、副区長とかになるのもあるということですか。

○経理課長 あります。

○会長 そうということですね。 そのときに、査定はしないということになっているのですか。それは規程上、書いてありますか。

○契約担当係長 規程はございません。

○会長 でも予定価格が、何々が定めると書いてあって、実はそれは査定してもいいし、

査定しなくてもいいと読めるわけでしょう、多分。どうしなければいけないとは書いていないわけでしょう。だから、聞いているわけですよ。

だから、それはそういう運用としてきたということですね。あるいは、現在もそういう運用をしているということですね。

○経理課長 当区においては、まず、工事担当部署の方で起工というものをしまして、こういう工事をやるという中で、設計金額を定めます。その設計金額を査定すると歩切になりますので、その設計金額をそのまま予定価格に置いているということになります。

○会長 大体そうです、どこもね。要するに、計算するのは工事部局でやって、それが契約課か何かでとりあえず一応やって、流れはそうです。それは承知しています。

これは、一般競争ですよ。例えば、説明資料とかとりに来たりするのは、何者ぐらいいたのですかね。説明会か何かを開いたり、書類をお配りになるのではないのですか。

○契約担当係長 入札参加の希望者数は、一般競争入札、この資料 12 の業者数の 7 者が、イコール申し込み者になりまして、申し込み者の資格を確認した業者にのみ発注図書を配付しております。説明会は、行っておりません。

○会長 ないのですか。

○契約担当係長 資料の配付のみで行っております。

○○委員 希望申請書の提出期間は、金額によって日にちが決まりますか。これは 3 日ですよ。

○契約担当係長 J V 案件を除きましては、3 日間で統一しております。

○○委員 それ以外は、5 日間。

○契約担当係長 5 日間程度、共同企業体の発注の場合にはとっております。

○会長 これは、参加資格は、まだ何か要件があるのですか。何等級か何か、例の点数が何点とかありますよね。

○契約担当係長 資料 11 の 2 ページでございます。

○経理課長 資料 11-2 の中段に、「発注方法」の次に「入札参加資格条件」というのを、1 番から 7 番まで定めています。

○会長 「A 級又は B 級」。そうすると、これは 7 者について、A か B か教えていただけますか。

○契約担当係長 では、ご説明させていただきます。

新開工業さんがAです。

梶原電工さんはBです。

村田設備さんはAです。

松本工業さんはAです。

吉田設備さんがAです。

セントラルファシリティーズさんがBです。

シンコー・克明工業さんがAです。

以上になります。

○会長 なるほどね。わかりました。一応B級の方も入っているということですね。

新開工業というのは、何かときどき、毎年出てこられますよね。梶原電工というのは何か、今回の、受注はされているのですかね。年度を通しては。

○経理課長 受注実績はあります。

○会長 ありますか。

確認で、この場合の前払金というのは、何割になるのですかね。

○契約担当係長 4割になります。

○会長 よろしいですか、とりあえず。

では、2番目の案件の説明をお願いいたします。

○経理課長 それでは、2件目になりますけれども、「仮称杉並区立高円寺地域小中一貫教育校及び併設1施設建設建築工事」になります。

こちらは建築工事でございます、業者数3となっておりますが、これはJV発注になりますので、3JVになります。全て区内業者により結成されたJVということになっております。

資料11-4の見積経過調書になりますけれども、こちら予定価格が税抜きになりますけれども54億8,684万円、これに対しまして、1回目の入札金額が税抜き価格で54億5,000万円、落札率99.3%で、白石・渡辺・目時・矢島建設共同企業体が落札したとなっているものでございます。

こちら、入札公告は28年10月3日に行いまして、開札が11月10日ということで、1

回目の開札で事業者を決定しています。

事業の概要ですけれども、これは、杉並区の杉並第四小学校と杉並第八小学校というのが高円寺地域にあります。それと、区立の高円寺中学校の 3 校を統合して、高円寺中学校の校地を活用した小中一貫教育校と、併設 1 施設というのは学童クラブになります、その建設工事というふうになります。

区では、J V の基準を建築工事については、予定価格 25 億円以上については 4 者による J V という基準を持っておりますので、4 者の J V ということで入札を実施したものでございます。

公告文につきましては、資料 11-5 から資料 11-7 までに掲載しておりますので、これをご参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 一応それぞれ 3 ジョイントベンチャーについて内訳を教えてくださいませんか。共同企業体のうちで、これとこれは区内業者であると。

○経理課長 この入札に参加した 3 の J V 全てが区内業者となります。

○会長 いやいや、全部そうなのですか。全員ですか。

○経理課長 全部区内業者による J V です。

○会長 でも、本来これは、最低 2 者以上だから、2 者は区外でもいいわけでしょう。

○経理課長 はい、そうです。

○会長 今までそういう案件が結構あったような気がするのですけれども、区内と区外とのジョイントベンチャーで。今回は、たまたまそうなったということですか。別にそれでもいいのですよね。大手と区内業者 2 者以上であれば。だから、2 者でいいわけですよね。2 対 2 でもいいわけですね。それがなかったということですか。

○経理課長 結果的になかったということですよ。

○会長 これは、説明会はあったでしょうね。これは、それなりに金額が大きいから。

○経理課長 この案件についても、現場説明会はありません。

○会長 ないのですか。

○経理課長 当区では、現場説明会は全て廃止しているところです。

○○委員 現説は全て廃止ですか。

○○委員 談合の温床になるから。

○会長 大体できますけれども。そうなのですか。結構、区外業者もあったけれども、まあ、いいです。

公告文に記載の要件では、共同企業体の条件で、参加資格要件が、杉並区内だから 7 に記載の要件だけなのですね。8 に記載の要件ではないのですね。

○契約担当係長 7 の要件になります。

○会長 ということは、ISO とかの認証を得ていなくてもいいということなのですか。

○契約担当係長 はい。

○会長 それは、いいですけれども。どこが違うのですかね。参考のために、区内と区外で、どこに差があるのですかね。

○契約担当係長 区外ですと、実績金額が大きく変わります。

○会長 実績額ですか。

○契約担当係長 必要とします実績額が、区外と区内で大きく変わっております。

○会長 そうすると、ちょっと待ってくださいね。

○経理課長 あと格付けにも違いがあります。

○会長 この契約実績というのは、それぞれ 4 者ともということですか。

○契約担当係長 それぞれの会社が保有する契約実績が、どの程度あるかということを要件としています。

○会長 しかし、これは A 級と B 級で違うので、これは、個々の業者は C 級でもいいということですよ。

○契約担当係長 C 級を含めることもできます。

○会長 しかし、それは 2 位以下であって、1 位の場合はだめということ。

○契約担当係長 1 位は、全て A 級です。

○会長 ということは、条件を確認するだけでも大変ですね。

この 3 社が A 級で、なおかつ 7 年間の契約実績があって、この契約実績というのは官公庁だから、通常官公庁というと独法とかも入るのですか。

○契約担当係長 独立行政法人につきましては、入ります。

○会長 入るのですね。例えば、それぞれが A 級で、なおかつ 5 億円以上というのは、何か確認されたということですよ。

○契約担当係長 それは確認資料を提出させますので、契約書の写し等を確認しておりますし、こちらでコリンズ等のデータベースから再確認をいたします。

○会長 この 3 者ですね。

○契約担当係長 はい。全て確認いたします。

○会長 それで、2 位以下の業者の B か C かというのを教えていただけますか。それぞれ、3 ジョイントベンチャー。

それと、さっきの話とはちょっと違うのですけれども、契約担当者はこの場合杉並区長になっていますが、これは区長でいいのですか、副区長ではなくて。これは委任案件ではないのですね。

○契約担当係長 はい。予定価格 1 億 5 千万円以上になりますと委任はございませんので、区長案件となります。

○契約担当係長 2 位以下、渡辺建設さんが A 級になります。目時工務店さんも A 級になります。矢島工務店さんが B 級です。

興建社さんの 2 位以下は、佐藤建業さんが A 級です。興信建設さんが A 級です。日盛工事さんが C 級になります。

江州さんの 2 位以下は、国際建設さんが A 級です。大一建設さんが B 級です。松木建設さんが C 級になります。

○会長 一応要件を確認いたしましたが、ほかに、ご質問あるかと思いますが、いかがでしょうか。

○○委員 その話で、例えば、病院のローコスト建築で、要は、建設業はもう若い人が参入しなくて、前回も言ったけれども、コストを下げられないのではないのかと思っています。

例えば、この地元業者さんが幾つかあるけれども、今の平均年齢相当高くなってきているはずで、10 年後廃業するようなところも山ほど出てくるのではないかなと見ているのだけれども、どうですかね。いわゆる職人さんとか、建設会社の下請けも含めた、いわゆる職人さんの平均年齢というのがどのぐらいの年齢なのか。

○営繕係長 営繕課の営繕係長の郡司と申します。

今、白石建設をはじめとして、ここの件に関していいますと、私と同じぐらいの年齢の

方が現場で代理人をやっております。

確かに職人の話はあるのですけれども、今ちょっと複合的にオリンピック等もありますので、職人さんの取り合いというところがあるのですけれども、そのほか、建設業で、例えば、土曜枠を休業して若い人を就業しやすいようにするとか、そういった流れもありますので、そこら辺については注視していきたいと思っております。

〇〇委員 要は、やっぱり社会保険に入るとか、きちんと休めるとか、待遇改善をしていかなければならない中で、昔のような競争性で若い人材をかき集めて、価格で競争して勝つという、そういうビジネスモデルではもう成り立たなくなっているだろうと思います。

それぞれがみんな共倒れしない程度に仕事を分け合うという発想を前提としていなければだめな時代になってきているのではないかと。そういう時代になってくる中で、従来の発注方式が本当に正しいのかというのがね。

要は、建物の建築の発注を、この案件では 54 億でやっているけれども、もうちょっと例えばローコストで発注すると、要は、できるだけ簡素な発注方式だとか、そういうほうに官庁発注が向かっていかないと、昔ながらの歩掛できちんとした分厚い壁と、その仕様でやっていったら金額が下がらない。これは、お金のある杉並だとか、そういうところはいいのだけれども、例えば、私がやっているのが、病院会計でやっている。建築コストがすぐ経営にかかわってくるような分野だと、安くするためにはもう仕様を落とすしかないし、仕様をコンパクトにするしかないとなってきます。恐らく官庁発注もそういう発想にしていかなければ下がらないし、そもそも下げるべきでもない時代になってきているのかなというのは、個人的な見解で感じているところです。

恐らく現場代理人は、それなりに若い人が来ると思うのだけれども、いわゆる下請けの職人さんたちが相当年齢が上がってきているかなという感じもちょっとしているので、オリンピックが終わって、では金額が下がるのではないかみたいな話もあるのだけれども、私自身は下がらないと見ているのですけれども、新規参入がないだけに。だから、豊洲の件も全然下がらないし、あれはいろいろな要因もあると思うのだけれども、別に結論ではなくて、10 年先のちゃんとした建設業さんが人を集めてちゃんと建築ができるような体制にしていくという発注も、そろそろ必要な時代に、少子化社会でなっているのかな

と感じています。単に、今までのような入札の形式を守っていればいいというのは、ちょっと時代おくれになってくる。

人が集まってくる杉並ならいいのだけれども、全国の地方なんかは、もう職人さんがいないから、この入札という方式が成り立たなくなってきていると私は見ているのだけれども。これは意見です。

○会長 今のは、ご意見としてはごもつものところもあると思いますけれども、仕様書をどうするかというのは我々の委員会の入札監視の範囲を超えていますので、それはまた別の機会に、評価のところでも扱えることですよ。コストと便宜の関係ですからね。

○○委員 結局、落札率が 100%に近いのがずっと、建設だとか、職人、いわゆる建設工事系では当たり前になってきていて、それはしようがないだろうという発想なんですね。

○○委員 1つ確認させていただいていいですか。この3者の、一番最初のところに書いてある白石と興建社と江州ですか。それは、ほかのプロジェクトを見てみると、2番目の興建社が 25 億で受注していて、3番目、江州が約 10 億ぐらいで受注していて、その落札率が全部 99.3%なのですけれども、これは単なる偶然ですか。

○会長 それはすごいな。

○○委員 素朴な疑問なのですけれども。

99.3 の以下はわからないですけれども、これ 1 桁しかないから。

○会長 それはちょっと計算しなければなりませんね。

○○委員 59 億、25 億で、3番目が 10 億で受注しているのですよね。

○○委員 組んでいるところが違いますね。

○○委員 組んでいるところはばらばらのだけれども、1位の会社がそういう状況で、単なる偶然なのですかね。

○会長 それも全部 1 回で終わっていますか。

○○委員 わかりません。データをもっていないから。1 回で落札しているとするのであれってなるかなと思うので。指摘だけさせていただいて。

○会長 それは、後で確認させてください。

それでは、3番目の指名競争の案件ですね。これ、説明をお願いします。

○経理課長 続いて 3 件目になりますけれども、「北公園緑地事務所電気設備切り回しそ

の他工事」になります。

こちら電気設備工事でございます、参加業者数が 7 者ということで、これも全て区内業者になっています。

資料 11 の、11-8 になりますけれども、入札見積経過調書にあるとおり、予定価格が税抜き 196 万 6,000 円に対して、入札が 196 万 6,000 円ということで、落札率は 100%。

7 者希望申し込みがありましたけれども、6 者辞退で、1 者のみ応札という結果になっています。

指名につきましては、区内業者の中から指名や受注の状況、また、発注工事に対する地域性ですとか、工事实績の有無、そうしたもから 7 者を指名したものです。

内容としましては、この事務所内にある駐車場に保育施設を建設するために、電柱から引き込んでいた電源とか電話線を切り回す必要が出たために生じた工事でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○会長 これは、まず、予定価格をどういうふうにして立てられたのですか。落札率が 100%だから、見積もりですか。

○経理課長 設計ですか。

○会長 予定価格 212 万 3,280 円の根拠です。ぴったり 100%ということは、どうしてなのかかと思うのですけれども。

○電気設備係長 営繕課の電気設備係長の小松と申します。

一応、区の積算の基準がありまして、それに基づいて積算しているという形になります。

○会長 それはわかるのだけれども、だから言っているのですよね、最初に。

冒頭言ったように、要するに、予定価格の最終的な決裁する人が、そこで一定の何らかをするはずなので、それが何人も積算して同じ価格になるのがわかっている意味がないということです。それと、辞退と不参加の違いは何ですか、これは。辞退は、たしか辞退という札を入れるのですよね。

○契約担当係長 辞退は辞退の札が入っております。不参加は札が入っていなかったものでございます。

○会長 ですよね。これ、辞退の理由は確認されていますか。

○契約担当係長 辞退は、理由を問わず辞退されることができることになっております。

○会長 できますよ。できますけれども、普通、確認しているでしょう。

○契約担当係長 辞退の理由が書かれたものについては、確認はしております。

○会長 いやいや、確認を普通していますよ、ほかの部局でも。理由が書いていない場合でも、こういう 1 者しか残らなかった場合には。

いいですけれども、このうち、わかったのはどういう理由ですか。指名ですからね。一般競争で辞退というのはあり得るけれども、指名されて辞退というのは、理由はどういうことですか。

○契約担当係長 辞退理由でいただいているのが 5 者。

○会長 その辞退の理由をおっしゃってください。

○契約担当係長 ほかの工事に参加するために辞退するということ。

○会長 でもそれは、まず新たに指名するときには、いつ通知されて、この入札日はいつなのですか。その間に辞退するなら、辞退すると言えいいではないですか。あるいは、もう指名の業者にノミネートされたときに。その日にちはどうなっているのですか、今回。

○経理課長 指名は、10 月 6 日に指名しております。

○会長 10 月 6 日でしょう。日がもうほとんどないのだよな。

○経理課長 開札が、10 月 17 日です。

○会長 だから、その時点でもう辞退すればいいではないですか。辞退して、差しかえればいいのではないですか。その間にそういうふうになったのですか。別の何とか工事というのは、もうわかっていたわけでしょう。

○契約担当係長 ですから、私ども、開札の時点で辞退を確認いたしまして取り扱っておりますので、逐一、その案件の辞退状況を把握しているわけではございません。

○会長 それはわかります。わかりますけれども、要するに指名するのだから、そのときにはもう、本来はエントリー辞退なら「辞退する」と言うのではないですか。

○契約担当係長 指名の時点では、手持ちの状況は一応確認はいたしますが、ただ、請負者側がどのぐらい、技術者を配置できるかということまで全ては確認することはできませんので、指名はおおむね受けられるであろうという業者を選んで指名をして、開札を待つという手順を行っております。

○会長 いいのですけれども、これは非常に不透明なのですけれども、7 番目のこの不参

加の理由はなんですか。

○経理課長 不参は、全く反応がなかったということなので状況はつかめないですね。

○会長 不参加こそ、ちょっと変だと思うのだけれども。指名業者は、何者か過去の経験からということですが、何か一定の何者以上とか、そういう一定の内規のようなものがあるのですか。

○契約担当係長 ございます。

○会長 ありますよね。それをまず教えてください。

○経理課長 区の基準の中では、予定価格が 250 万未満の場合については 3 者から 6 者というのが、一応の基準にはなっています。

○会長 では、何で 7 者にしたのですか。

○経理課長 基準は、1つの目安ということです。

○会長 ですから、それが非常に不可解なのですよ。

○委員 もう競争性を発揮できる選定ではないですよ。

○会長 全くないですよ。そういう意味では、まさしく伊関委員がおっしゃるとおりなのですけれども。

○委員 だから、それに見合ったような発注方式を本当に考えなければいけない時代になってくるのではないかと見ているのですけれども。

○会長 ほかの委員の方、どうぞ。

○委員 見積もりの立て方ということで、積算データとおっしゃっていたのですが、参考見積もりはとっていないのですか。

○経理課長 見積もりはないです。

○委員 とっていない。

○会長 とっていないと 100 なのだから、困ったものですよ。

○委員 本当ですよ。

○会長 では、必ず 100 になるのではないかと。それをそのままいいのですかということですよ。

○委員 あとが辞退で、1 者しかいないという。

○委員 これ、工事の結果はそれなりに、きちんとやっているわけですよ。手抜きは

ないですよ。

○会長 それは、そうだと思います。

○○委員 あと、いわゆる社会保険等はきちんと入っていて、職人さんの処遇というか、そういうのもきちんと配慮は行き届いているという話ですよ。

○会長 では、同じような案件ですから、次の電気自動車。

○経理課長 工事の 4 件目になりますけれども、「高井戸地域区民センター電気自動車用急速充電器設置工事」になります。こちらでも電気工事になります。

参加事業者数等は入札見積経過調書の資料 11-9 をごらんいただければと思いますが、こちらについては 5 者を指名いたしまして、入札経過にありますように、応札があったのは 1 者でございまして、それ以外は辞退 2 者、不参 1 者、無効が 1 者という状況になっています。

予定価格、税抜き 462 万 5,000 円に対して、入札価格が 462 万 5,000 円ということで、こちらでも落札率 100%となっています。

○会長 まずちょっと不可解なのは、工事費内訳書が未提出のため無効というのは、工事費内訳書の提出を求めればいいのではないのですか。ここの無効というのが、金額はまた後で議論するにしても、これはどういうことなのですか。出せないと言ったのですか。

○○係長 入契法で、入札の際に内訳書の添付が義務づけられていますので、指名競争の際には添付するように指導というか、資料をつけまして、かつ、添付がない場合は無効というふうに宣言をさせていただいています。

その結果、この事業者に関しましては添付をしなかったということで、無効という扱いにさせていただいています。

○会長 わかりますけれども、それは、その時点で無添付であったとわかったのが開札の日にちだったということなのでしょうけれども、参考までに、非公開でなければ、ここの金額は幾らになっていたのでしょうか。

○契約担当係長 公表していない情報ですので、公表は控えさせていただきます。

○会長 控える。では、金額は言わなくてもいいですけども、牧野電設よりも高かったのですか、安かったのですか。具体的な金額を聞いているわけではないですから、それはいいですよ。

○契約担当係長 公表はできないですけれども、安かったかと言われるすと、そうではございませんし、高かったかといわれますと、そうでもございません。

○会長 では、まず、この予定価格の積算方法についてお尋ねいたします。これは、何か東京都の基準があるとは思えないですけれどもね。

○契約担当係長 予定価格につきましては営繕課に積算を依頼しまして、その積算基準に基づきまして積算したものでございます。

○会長 積算基準はないと思いますよ、自動車の充電器というのは。

○契約担当係長 ほぼ製品の価格がほとんどでございます。

○会長 それはわかりますけれども、それ以外に引込柱の設置、配線作業を行うのがありますから、ぴったりとは考えられません。

見積もりをとっているのでしょうか。だから、さっきも言っていますように、見積もりを何者からとっているのかということが、いつも確認していることなのですよ。

○契約担当係長 これは、見積もりをとられています。

○会長 そうでしょう。だから、聞いているのです。

○契約担当係長 見積もりを 1 者からとりました。

○会長 何回も言っていますけれども、我々入札監視の業務を徹底していますので、なるべく 3 者からとってくださいということをこの委員会を通じて言っていますから、それはやっぱり区としては、少しは無視しないでくださいよ。最低 2 者ですよ。

その 1 者の金額は、査定されているわけでしょう。査定されていないのですか。

○契約担当係長 これは、見積もり額を採用した依頼に基づきまして、経理課がその見積り額を採用して、入札を行っております。

○会長 ここの契約自身は問題ないですけれども、やっぱりそこは改められないとならないのではないのでしょうか。

○○委員 100%、99.9%とかなるのだったら、手続をちゃんとやってほしいと思います。

○会長 それはもう当然ですよ。ほかにも同じだと思いますけれども。

○経理課長 ちょっとすみません。先ほど説明をきちんとしていなくて申し訳なかったのですが、実は、この指名競争入札の案件、予定価格が事前公表なのです。予定価格を事前公表で入札は実施しておりますので、当然、区はこの価格で予定をしていますよというこ

とを前もって示した上での入札の結果ということになります。

○会長 金額は、幾らでもそうなのですか。

○経理課長 今は、予定価格 5,000 万未満については、事前公表をしています。

○会長 しかし、そうだとすると、今のはやっぱり同じ問題が出てきて、予定価格の立て方自身がおかしいと言っているわけですから。

○経理課長 予定価格事前公表の場合、今のお話いただいた内容とはちょっと異なるかと思えます。

○会長 事前公表してもしなくても関係ない話ですから。事前公表したところで、予定価格の立て方自身がいかに言っているわけですので、これは、我々委員会としては、過去同じことを言っています。これはやっぱり、少なくとも尊重していただきたいというのは、我々の委員会としての意見です。

○経理課長 今後の契約事務の参考にさせていただきたいと思えます。

○○委員 確認なのですけれども、参考見積もりをとったのは、1 ですか。それとも 4、どちらですか。

○会長 どこからとったものですか。

○契約担当係長 落札者になっております。

○○委員 それで、どうして 4 番が無効になっているのかというのが疑問。

○会長 それは、事前公表しているからね。

○○委員 事前公表、それはそうですね、わかりました。

○○委員 でも、結果としては、入札したのは 1 者で、ほかはみんな辞退していますよね。採算が合わなかったからということなのかどうかかわからないですけれども、その辺の理由は何なのでしょうかね。

○会長 辞退の理由ですね。

○○委員 3 と 4 が、もう両方とも、1 者だけしか入札してなくて。

○契約担当係長 急速充電に関しましては、金額が折り合わないというのが 1 件ありまして、あと、技術者の配置が難しいということで、辞退というのが入ってございます。

○会長 はい、わかりました。では、この 4 番目の案件は少し手続上の意見を付しますけれども、別に契約自身だめだということではないと思えます。

では、工事案件はこれで終わりにして、委託審議案件に移りたいと思います。

○経理課長 それでは、資料 12 と 13 になります。

まず、委託審議案件の一般競争入札「区立桃井第二小学校仮設校舎賃貸借」になります。業種としましては、賃貸業務ということになります。

業者数につきましては 5 者でございまして、これは区内はゼロで、区外のみで 5 者ということになっています。

資料 13-1 に見積経過調書をお付けしております、こちらは 4 月 28 日に開札を行っておりますけれども、1 回目の入札で、大和リース株式会社東京支店が、記載の金額で落札者となっております。

業務内容としましては記載のとおりですけれども、桃井第二小学校の改築をするに当たって仮設プレハブ校舎が必要になりますので、その賃貸借ということで発注したものでございます。

これも、入札公告文については資料 13-2 から 13-4 までということでおつけしておりますので、ご参考いただければと思います。

○会長 これは、区内業者はいなかったということなのですか。区内業者は、おられることはおられるわけですか。

○契約担当係長 区内で、プレハブを設計、施工できる事業者はいないのですね。なので、大手のプレハブメーカーが参加するといったところになります。

○会長 これは、期間は、2 年間ぐらいですね。

○契約担当係長 期間は、31 年の 3 月 31 日まで。

○会長 まず、予定価格の立て方からですね。予定価格の金額は言えないのはいいのですが、予定価格の算定方式はどういうふうにされたのでしょうか。

○契約担当係長 こちら、業者による見積もりというふうになってございます。

○会長 5 者からとられたということですか。

○契約担当係長 こちらについて、1 者でございます。

○会長 こんなに金額が大きい案件を 1 者からなんていうのは、考えられないですよ。

○○委員 ちなみにどこですか。

○契約担当係長 落札しました大和リースです。

○会長 だと思えますけれども、少なくとも金額が大きいですからね。もう 1 者とって、問題ないわけですから。

○○委員 何で 1 者なのですか。

○契約担当係長 大和リースにつきましては、過去杉並区の学校関係のリースをやっているのですね。ちょっと前になるのですが、平成 21 年度、井草中の仮設校舎、また、平成 23 年度については高井戸第二小学校の仮設校舎の実績がございまして、大和リースのみということでした。

○会長 そういうことであれば、例えば、積算内容として過去のそういうものを再利用するとか。要するに、使用期間が 2 年間の仮設のものなのだから、仮設は結構何年も使える場合の仮設もあるので、転用を含めた仮設というふうにもし考えればそれもありかなというのがあるのですが、それは多分キャンセルにして、一定の償却で何年かもつけられども、そのうちの 2 年間分のリース料金という算定方式でしょう。

○契約担当係長 この学校に敷地に合うように、学校の使用方法というのですかね、部屋の数にもあうような形でつくらないと、部品というのですかね、パーツもつくっていく必要がありますので、新築というのですかね、新しくということになると思います。

○会長 そこはやっぱり改善する必要があると、私は思いますが、ほかの委員の方。

○○委員 見積もりをちゃんとそれをとることをしないと、来年も再来年も同じことになると思うので。

競争性で見ると、それなりに出ているし、2 億 9,000 万で、500 万の違いだから、見積もりをとったところがとるとなると、やっぱり不透明さみたいなことを言う人たちはいるかもしれないので、ちゃんと複数とったほうがいいのかと思います。

ただ、ほかの区だとか、ほかの発注者はそこまで厳格にやっていない。どこも大体 1 者の見積もりとなっている。

○会長 それ自身がおかしい。

○○委員 ほかもやっているかなという話です。

○会長 それは、ほかの区まで越権してまで私は言いませんが。国でも最低 2 者。

○経理課長 ちょっと補足といいますか、委員の皆様のお手元にお配りしているように、先ほどの案件とちょっと違いますのは、こちら 100%の落札率ではなくて……。

○会長 知っています。それは承知しています。それは、見積もりをとってやっているの
ですから、そんなのは参考ですよ。

○○委員 見積もり先の問題。

○経理課長 それについては、今後、所管課ともご指摘を共有いたしまして、今後の参考
にさせていただきます。

○会長 徹底していない。

○○委員 3 者が多ければ 2 者でもいいから、とらないといけないという話ですよ。要
は、さっきの 1 者が当たり前なのかもしれないけれども、それでも 2 者にとってよという話
なのです。

○会長 そういうのは判断できないではないですか。

これで、内訳書は、4 者から全部出たということですね。内訳書は要らないのですか、
工事ではないから。

○契約担当係長 そうです。工事ではないので必要ないのです。

○会長 それはまた変だな。

○契約担当係長 落札業者からは、内訳書の提出を求めます。

○会長 それはそうですよ。工事はとって、何でもこういう金額多くても、委託の場合は要
らないのですか。そういう規定がないからということですよ、多分。

それはでも、本来何でも内訳書をとっているかという趣旨に照らして、やはり判断される
べきだと思うのですよね。だから、要らないなら要らないなりに、小さいものは要らない
と思いますけれども、一定の相当の額になれば、とったっていいと思うのですよね。

必ずとる必要性は全くないですけれども、そういう権利は持っていたほうが、今後いい
と思います。

ただ、2 年というのは非常に気になるのですけれどもね。普通リースのやつというのは、
何年もつという計算をされているのですか。

○契約担当係長 プレハブに関しては、何年持つというよりは、学校が改築するまでの期
間ということで見ているので。

○会長 そうしたら、2 年間という計算ですか、僕だったら、そういう計算しませんね。

リースなのだから、仮設材というのは、工事でも何でもそうですけれども、5 年、10 年

もたせて、一部をリプレイスでやっていますから、それは儲かると思いますよ。だから、77%でももうかると思いますね。金額自身が妥当かどうかはこの入札監視の業務ではないのでやりませんが。

〇〇委員 これ、でもでかいのでしょうか。体育館とかもあります。

〇会長 私がコンサルト業務をやるとすれば、そんなことはしないとだけ、わかりますよね。

多分、伊関委員だったらそういう計算するでしょう。

〇〇委員 いや、金額的に最初からプレハブでいいのではないかと言いたくなりますけれどもね。これ、本体の建築はどのぐらいの金額になるんですか。

〇〇委員 2、30 億。

〇会長 それぐらいするでしょう。

〇教育施設計画推進担当係長 建築、電気、設備合わせて約 36 億円です。

〇会長 そうですよ。

では、時間の関係もありますので、ちょっと急がないといけない。次の案件にいきましょう。収納金等の運搬。

〇経理課長 続いては、指名競争で、件名としてはちょっと 2 つに分かれますけれども。

〇会長 これは、あわせて説明ですね。似たような業務ですね。

〇経理課長 1 つ目が「収納金等の運搬業務委託」ということで、こちら業種としては、警備・受付等になります。

入札見積経過調書については資料 13-5 におつけをしておりますが、これも区外業者 5 者の参加による入札となっております、富士警備保障株式会社が落札者となったものでございます。

続いて「現金輸送業務委託」になります。

こちら業種としては警備・受付等になりまして、入札見積経過調書は資料 13-6 になりますけれども、これも区外業者が 5 者参加で、2 者が応札をしております、日本通運株式会社首都圏支店が落札となっております。

業務内容ですけれども、1 つ目の収納金等の運搬業務委託、こちらは、区内の区民事務所等の出先施設が 9 カ所ありますけれども、そこで収納した公金を土曜、日曜、祝日、年

末年始を除く毎日、指定金融機関へ運搬する業務というふうになります。

もう 1 つの現金輸送業務は、これは、生活保護費の支給日に、区内金融機関から、福祉事務所が 3 カ所ありますけれども、そちらに現金を輸送する業務ということで、両方とも現金輸送に関連した業務ということになっています。

以上でございます。

○会長 何となく、今ごろという気もする。何かもっといい方法はないかという気もしますけれども。

○○委員 これは、金額が低いので、予定価格を公表しているのですよね。

○経理課長 これは公表していません。これは委託ですので、公表はしていません。

○会長 これも、見積もりですか。

○契約担当係長 こちらも、それぞれ事業者からの見積もりとなっています。

○○委員 1 者ですか。

○契約担当係長 そうでございます。

○会長 何回も言いますが、これは、多分議会でも質問があるかもしれませんが、形式的なことかもしれませんが、自主的な側面もありますので。

○○委員 競争性を出すためには、やっぱり 1 者だともうわかってしまう話なので、複数はやっぱり出すことは必要なのだろうなという感じはしますけれどもね。

○○委員 1 者という決まりがあるのですか。

○会長 ないですよ。

○契約担当係長 それは、ないです。

○○委員 ないですよ。

○○委員 結局、地場の建設関係、職人さんの賃金を確保する必要もあるので 100%に近くてもいいのだけれども、大手の業者さんなので、見積もり額の 100%を前提にするというのは、いかがかという気もします。

○会長 違いますよね、内容がね。

○○委員 もうちょっと競争性を出せるような気もするので、無理な競争性はあるべきではないと思うのだけれども、ちょっとそこは気にはなるな。

○経理課長 見積もりのとり方については、先ほど来の案件も含まして、今後注意してま

いりたいと思います。

○会長 では、これはあまり議論してもあれだから。あと 2 件ぐらいちょっと時間かかるかもしれないので、これは終わりにして、期日前投票はちょっと金額も大きいし、関心もあるかと思えます。

○経理課長 続いての案件、3 件目になりますけれども、「参議院議員選挙における期日前投票事務委託」になります。

業種としてはその他の業務委託となっております、参加業者数が 7 者、こちらも全て区外業者となっております。

入札見積経過調書は資料 13-7 におつけをしておりますけれども、4 月 15 日に指名をしまして、4 月 26 日に開札をしております。

結果ですが、2 者が応札をしまして、5 者辞退となっております、株式会社アヴァンティスタッフが 1 回目の入札で契約をしております。

業務内容は件名に書かれているとおりですので、省略をさせていただきます。

以上でございます。

○会長 これ、業務内容は、何日から何日まで、期日前投票事務についての多分、期日前投票がいつからいつまで、何の事務を要するに、多分区の職員も配置しているはずだから、どこまでやっているのかというのを仕様書がないのでわからないので、そこから説明していただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長 区役所の本庁では、期日前投票は 6 月 23 から始まりまして、7 月 9 日まで。出先は 7 月 3 日から始まりまして、同 7 月 9 日までという期間で、期日前投票の事務をやっていただいております。

○会長 でも、事務の実際やっている期間は、それより前の日ぐらいからではないのですか。同じ日になるのですか、同じ時間帯。

○選挙管理委員会事務局次長 研修で 2 時間ぐらい来てもらって、それで研修で事務内容とパソコン操作をします、パソコンの操作になれてもらうということで来ていただいて、あとは当日からということです。

○会長 これ、でも考えたら、期日前投票というのは関心が皆さんあると思うのですけれども、内部だけの話ではないので、もうちょっと広域的にやったほうがいいのではないかと

という意見も、多分どこかから出ていると思うのですけれども。

まず、どういう人かというのは、労働者派遣となっていますけれども、どのような人物を何人ぐらい何人工がということで一応仕様が決まっていると思うのですけれども、まさしくこれは伊関委員の領域かもしれないのですけれども、どれぐらいの能力なり、経験のある人を何人ぐらい張りつけるかというのは、区でお考えなわけですよ。

あるいは、23 区に統一的な基準があるのですか。あるいは、区の特別の張りつけ要員というのがあるのですか。

〇〇委員 何人でやるかが決まっているのですか。

〇選挙管理委員会事務局次長 特に。基準等の事務で何人という形は、事務は決まっておられません。

〇会長 そうすると、区ごとに違うということですか。

〇選挙管理委員会事務局次長 区の職員の……。

〇会長 いやいや、区ごとに。例えば、杉並とほかの区では、張りつけが違うということはあるわけ。

〇選挙管理委員会事務局次長 その期日投票場所に来る、恐らく想定される人数に応じて。

〇会長 それはそうでしょうけれども、でも、それはわからないですね、ふたをあけてみないとね。何人来るか。だから、そのピークか何かにあわせて張りつけるわけでしょう。予測して。

〇選挙管理委員会事務局次長 そういう形です。本庁は多めに、出先は一応同じ数にはしています。

〇会長 だから、結構これ難しい話だと思うのですけれども、どうやってまず人数を区で何人というのは、張りつけ要求は仕様書に書いてある、それとも、業者が提案してくる、どちらなのですか。この積算方法は。

〇選挙管理委員会事務局次長 区で、この人数という。

〇会長 ということですね。どれぐらいの人をね。

そうすると、それは、どういう人。経験者でなくても、単純労働だか、単純事務的な人とか、そういう条件なのですか。労働者派遣になっているから。

〇選挙管理委員会事務局次長 リーダーが事務従事者という形で分けておりますので、委

託契約なので、リーダーを通じて、いろいろ細かい点は、その委託従事者にやってもらうと。リーダーは、若干個別的な仕事を区の職員と一緒にやってもらいます。点字の方が来た場合に補助をするとか、あるいは、体の不自由な方が来た場合に補助者になっていたりですとか、そういう個別のもの。あるいは、ほかの選挙人の方が不在者投票で来る場合も受付をしますので、その不在者投票の事務とかはリーダーにやってもらうという形なので、リーダーは、基本的には経験者。なるべくそういった、こういう事務に過去経験している人間をつけていただきたいということで、お願いはしています。

○会長 その他の、補助者というか、一般の人は、要件はないのですか。

○選挙管理委員会事務局次長 どちらにしても、複数のこういう、参議院の選挙ですと、選挙区と比例代表と 2 つありますので、間違えないように、それぞれ投票用紙を渡すときの言い方で間違えてしまうと無効投票になってしまいますので、渡し方をきちんと注意するとか、あるいは、数をきちんと管理できるとか、そういう若干の技術的なもので必要な部分がありますので、これもできるだけそういった経験者がいれば、、お願いをしております。

○会長 その労働者の質とか要件は、こういう人だと特定化するのは難しいような気がするのですけれども。例えば派遣単価のうちの、この階級に相当するということを仕様書に書いてあるということですか。

○選挙管理委員会事務局次長 そこまでは仕様書には書けないので。

○会長 どういうふうにして積算されているのですか。単価を決めるためには、こういう能力なり、資格はないにしても、これぐらいの事務経験なり、事務スキルが要求されるというのがない限りにおいては、単価は設定できないと思うのです。

○○委員 職員は、常時張りついてはいるのですか。

○経理課長 います。

○○委員 空白の時間があるわけではない。必ずいると。それを事務の補助だということですよ。だから、単純業務に近い形で、不正が起きないようにチェックするのは職員だという話で。職員は、1 人ですか。

○選挙管理委員会事務局次長 職員は 1 人と、多いところについては、最終日、職員 2 名張りつけをしたり、厚めにやります。最終日は、1 名増やして対応してもらうという形に

なります。

〇〇委員 私も実は期日前投票を愛用している者なのですが、どの辺の方が委託者なのですかね。

〇選挙管理委員会事務局次長 朝の 8 時 15 分集合時間という形をお願いしていますので、基本は恐らく杉並区から杉並周辺の方においでいただくという形で。

〇会長 多分、ぱっと見たらわからないようになっていると思いますよ。

〇契約担当係長 実際に受付をさせていただいたのは、全て委託先の職員かと思われます。

〇会長 だから、ぱっと見たら、別にこの人は委託だというのはわからないようになっていると。

〇〇委員 みんな職員だと私は思っていたのだけれども。

〇契約担当係長 実際に対応させていただいているのは、委託先の職員がほとんどでございます。

〇会長 それは、だから単価をどうやって設定されているのですかという質問ですが、

〇〇委員 時給幾らで設定しているのですか。

〇〇委員 23 区と比べてどうかとか。一定なのですか。23 区で全部やっていますよね、期日前投票。これ中央区の会社だから、中央区でもやっているのかもしれませんが、

〇選挙管理委員会事務局次長 こちらは業務委託をお願いをしていますが、派遣でやっているところも、業務委託形式で派遣職員を個別で業者から派遣してもらうというようなパターンもあるかには聞いていますけれども、単価は、ちょっとそこまでは承知をしておりません。

〇会長 今回の積算上は幾らになっているのですか。間接経費とか入れるというのはわかりますけれども、委託契約だから。

〇契約担当係長 述べ人数のトータル額。

〇会長 単価があるでしょう。

〇契約担当係長 リーダーについて、その期間中延べ何人で。

〇会長 リーダーだと何円。

〇契約担当係長 ですから、仕様書で指定した内容で、リーダー、時間、延べ人数にして、

総額という形の見積もりをいただいております。

○会長 だから、時給幾らなのですかということです。リーダーなら幾ら。

○契約担当係長 提出いただいている見積もりとしては、そういう形です。

○会長 ですから、その中身、単価を聞いているわけ。

○○委員 これも、見積もりをとっているの？ 何者をとっているの？ これも 1 者。

○会長 これは、見積もりをとるべきではなくて、実績を調べればいいですよ。

○○委員 これ、どこからとったの？ これもアヴァンティスタッフさん。

○会長 これは、実際は単価があり、見積もりをとる話ではないですよ。

○総務課長 区が積算の基礎とする単価はないのでしょうか。

○経理課長 向こうから来たやつを割り返すとそうなるのでしょうか。こちらからは、単価は幾らと積算していないので。

○会長 それは、安易だな。

○○委員 結局、アヴァンティスタッフさんから見積もりをとっているの？ それとも別のところ。

○○係長 アヴァンティスタッフさんです。

○会長 そんなのは、ちょっと職員の方が頑張れば、実勢単価わかりますよ。

○○委員 この選挙の前の選挙は、どこがやったのですか。

○会長 ことしもあったしね。

○○委員 都議会議員とか。

○会長 都知事とか都議会もあるから、毎年のように……。

○経理課長 衆議院が急な解散だったので、基本的には都議会議員選挙の業者をそのまま随意契約で使っています。

○○委員 都議会議員選挙は。

○経理課長 競争です。

○○委員 競争で、結局。

○○委員 どこが。

○契約担当係長 やはり、同じ業者。

○○委員 ずっとアヴァンティスタッフなんだよね、きつとね。

〇〇委員 その前もですか。

〇契約担当係長 そうですね。

〇会長 それは、少しは考えたほうがいいのではないですか。

〇契約担当係長 25 年から期日前投票については委託業務を始めているのです。

〇〇委員 ほぼ随契という形ですか。

〇契約担当係長 そうですね。

〇〇委員 一応やっているかもしれないのですけれども、そこからしか見積もりとっていないわけですよ。

〇会長 見積もりの、しかも、単価がどういうふうに変まっているのか知りませんが、もね。

〇経理課長 これも一応、入札結果としては、落札率は出ております。

〇会長 杉並区の職員は優秀なのだから、少しは実勢単価を考えると、ちゃんと張りついているかどうかとか。

〇〇委員 ちゃんとやっていたら受託会社を変更したくないみたいな、あれもあるのかもしれないけれども、もうちょっと競争性を出さないと、というのは感じるのですか。

〇経理課長 下見積もり事業者のことは再三今言われておりますので、今後どのような見積もり業者をとるかということも含めて、所管ともきちんと調整してまいりたいと思います。

〇会長 この辞退というのは、これは、理由はわかりますか。これは、ほかの区に行ったのかな。

〇契約担当係長 こちらについては、辞退理由はついていなかったのです。

〇会長 ついていない。

〇契約担当係長 ただ、やはり、想像で言ってしまったらいけないのですけれども、同じ時期に選挙がありますので。

〇〇委員 それは同じ日ですからね。

〇契約担当係長 人材確保が難しいというところがありますので。

〇会長 これもまた、指名が 6 者だといって、ここは 7 者になっているし、何で 7 者になっているのか。何で 7 者になっているのですか。

○経理課長 6 者から 15 者の範囲ということになっていますので。

○会長 何で 7 者なのですか。

○経理課長 この業務委託の登録業者数とかも関係してくると思うので。

○会長 全部大手ですけれどもね。テンプスタッフとかパソナとかね。

○契約担当係長 あと、プライバシーマークを持っているかとか、厚生労働省で認定している優良派遣業者の認定というものを要件としておりますので、その中で選んでいるということですよ。

○会長 つまり、これはいいにしても、予想と大体あっているのですかね。多分最近、投票者行動が合わないの、予期していないときにたくさんの方が来たりということになりますよね。だから、それに対して仕様がどういうふうに流動的に対応できるようになっているかというのが、むしろ重要だと思うのです。たくさん来たときには応援部隊を出せるように仕様を変えていくとか、そういうふうになっているのですか。

○選挙管理委員会事務局次長 主に最終日が一番集中しますので、そこは今までの経験上から、業務委託による委託従事者を 1 名増の仕様になっています。

○会長 そうではなくて、弾力的に対応できるようになっているのだったら、思ったよりきつくなかったら、その日は来てもらわなくて、振りかえてもらったらいいわけですよ、追加料金はいらぬですから。そういうフレキシブルフレキシブルな対応をすることが、むしろこういう業務に重要なので、そういう対応をしたほうがいいと思うのですけれども。

○選挙管理委員会事務局次長 今現在は区の職員で対応しています。

○会長 わかりますけれども、だから、そういうフレキシブルにすれば、同じ人員、マンパワーで、同じ金額でサービスがよくなるではないですか。トータルの待ち時間が少なくなるはずですよ。そういうふうにやればいいと思うのだけれども。

○総務課長 事業者に人を雇用してもらおうので、区の職員でしたら自由にできると思うのですけれども……。

○会長 だから、そういう条件を付せばいいわけでしょう。

○行政管理担当課長 業者に求めているのは、どちらかというと、固定的な、定型的な業務をこの間ずっと委託してきて、流動的なところは区の職員が対応しています。

○会長 だから、それ自身を変えたほうがいいのではないかという。

○総務課長 会長がおっしゃるのは、もっとフレキシブルに使って、適宜、混んでいるときは人がいて、少ないときは人が少ないようなフレキシブルな契約の方がいいのではないという。

○○委員 でも、融通きかすようなことを求めると、かえって割高になるような感じがするので、最低限の定型的なもので、それだけで金額を切ってしまったほうが安いだろかなというのは思いますけれどもね。

○総務課長 ですから、この前の台風が投票日当日に来るみたいな場合は、新聞でも載りましたけれども、やはりちょっと対応できなくて、1時間待ったとか、そういうことになって。

ただ、経験則はございますから、台風とか以外でしたら、過去の経験則がございまして、そんなに大きな狂いはないと。

○会長 期待していますが。

ほか、ご意見ないですか。よろしいですか。

○○委員 仕様書を資料として拝見させていただきたいです。

○会長 仕様書がないからわからないですね。

○○委員 用意していただかないと、中身がわからないですね。

○会長 特に委託契約の場合はね。見えないのですよね。

○○委員 聞いてもわからないようなので。

○契約担当係長 事前にお送りしたほうがよろしいでしょうか。

○会長 当日でもいいですけども。

○○委員 当日でもいいですけども、一緒につけておいていただいたほうがいいと思います。

○契約担当係長 当日資料ということで。次回からご用意させていただきます。

○○委員 そのまま持ち帰らないで、机の上に置いていきますので。

○会長 では、最後の案件に移りたいと思います。すぎ丸の購入ですね。

○経理課長 最後、物品購入です。「杉並区南北バス交通『すぎ丸』用小型ノンステップバスの購入」となります。

こちら、業種としては、自動車・自転車・バスということで、こちら参加事業者数は 2

者、2 者とも区外事業者となっております、入札見積経過調書は、資料 13-8 になります。

2 者参加しまして、東京日野自動車株式会社が落札をしております。

入札公告文は、資料 13-9 から 13-10 にわたって記載をしております。

こちら、既存のすぎ丸という、いわゆるコミュニティバスを下取りして新車を 1 台購入するというもので、その車両購入にかかる代行手数料、重量税、消費税等の各種税金や、諸費用の合計額から下取り額を差し引いた金額によって、競争を行った結果によるものでございます。

以上でございます。

○会長 これ、車両は、日野自動車以外のやつはないのですか。同じ性能のやつで。こうすれば、当然日野自動車にするほかないですよ。価格によらず。

○契約担当係長 過去にございましたが、現在は日野自動車のみとなっております。

○会長 そうすると、ほかのコミュニティバスも、全部日野自動車のやつなのですか。独占。それは、重要な問題ですね。

○○委員 これ、もう 1 者の東輝自動車は。

○会長 それはあるけれども、実際はつくっていない。

○契約担当係長 一般の自動車販売会社となっております。

○会長 販売会社だから、それは負ける。

○契約担当係長 ただ、過去の入札でも、一般の自動車販売会社が落札したこともございますので、下取りの部分ですとか、手数料の部分で競争性は発揮できると考えております。

○会長 しかし、日野自動車製でないと本当にいけないのかな。そこがちょっと気になりますね。

○交通対策係長 交通対策課係長をしております奈良ですけれども、日野自動車でも車両自体、以前はリエッセという別の車両もつくっていたのですけれども、やっぱり今、小型バスをつくるレーンが全国に 1 カ所しかなくて、毎回、小松の工場でバスの検査等をしておりますので、今現在、小型バスとして製造されている車両はポンチョのみということになっております。

○会長 でも、結構全国的にコミュニティバスとか、増えているような気がするのですけ

れども。そうですか。それは伊関委員の方が詳しい。

○交通対策係長 日野のポンチョでも、サイズ、ドアが 1 枚、2 枚ですとか、形状がちょっとその仕様によって変わってきますが、ラインナップの車両としてはポンチョしか作成していないという。

○会長 でも、ほかのメーカーは本当につくっていないのですか。

○交通対策係長 そうですね。こちらで把握しておりません。

○会長 それがちょっと信じられないですけどもね。

○○委員 もう 1 回、同等レベルの車について探してみることも必要かもしれないですね。

○交通対策係長 それと、バスの運行協定をしていますバス会社で、やっぱり自分のところでも使うバスを、こちらですと、京王バス東と、関東バスと協定を結んでいるのですけれども、その仕様に近い車両を選んでいるということもございます。

○○委員 ひょっとすると、ほかの会社、三菱ふそうとか、そのあたりもないことはないような感じもするのだけれども。

○契約担当係長 三菱ふそうは撤退しております。

○交通対策係長 バスとして使える車両としては、日野のその車種しかないと聞いておりますけれども。

○会長 隠れた問題ですね。それは杉並だけの問題ではないので。

ほか、ご意見は。

○○委員 何年、これ使うのですか。

○交通対策係長 メーカーが保証しているのは、10 年です。10 年以上使う、15 年とか延ばす場合には、途中にフルメンテナンス、オーバーホールをしないと、使ってはならないということです。

○○委員 前の車は、何年。下取りもしましたよね。

○○委員 12 年。16 年から 28 年。

○交通対策係長 そうですね。12 年使用しております。

○○委員 オーバーホールするのと、買いかえるのと、どちらが安いのですか。

○交通対策係長 今のところ、10 年で買いかえるということの方が、オーバーホール自体も、少額ではなくて、結構な金額がかかりますので。

〇〇委員 そうですね。やっぱり、では、買いかえるというのが大前提なのだ。

〇交通対策係長 そうですね。大前提となっております。

〇会長 値段は、上がっているのですか。これは、昨年度から 1 台。何台かあるわけでしょう。

〇〇委員 今、何台杉並では走っているのですか。

〇交通対策係長 すぎ丸自体の使用車両は、10 台です。

〇会長 単価は、だんだん上がっているのですか。

〇交通対策係長 そのときにつける安全設備にもよって、ちょっと値段は変わってきます。

〇会長 今回、安全設備というのは、何が……。

〇交通対策係長 こちらは、カメラが。こちら、京王バスの車両でしたので、中央にポールを 1 本追加ですとか、車外に注意喚起用の設備をつけております。車両が曲がるときに、「右に曲がりますのでご注意ください」ですとか、その歩行者向け、中にお客様向けのものがついております。

〇会長 ほか、ご意見ないですか。

〇〇委員 価格が大体わかっているのに、落札価格が資料のとおりというのは、どういうわけなのですか。値引きされたのですか。

〇契約担当係長 非公表情報となっております。

〇会長 落札価格はいいのですね。

〇契約担当係長 そちらは、公表情報になっております。

予定価格については非公表ということで、入札を行っております。ですので、各社が見積もりを行って、それに諸経費ですとか、それから、下取り費用を差し引いた金額が入札金額となっております。

〇会長 これ、予定価格は非公表ですけれども、予定価格積算上、下取り価格というのは、一応計算されているわけですね。

〇契約担当係長 そうですね。内訳の提出を受けておりますので。

〇会長 いやいや、積算、こちらで。

〇契約担当係長 こちらで当然、見積もりでございますが。

〇会長 どれぐらいというか、金額は別にして、新車のどれぐらい想定されているのです

か、下取り価格。

○契約担当係長 下取り価格は、今回の場合についてはほとんどございませんでした。

○会長 ゼロ。

○契約担当係長 はい。これはCNGでしたので。

○交通対策係長 CNG車両です。もう全国的に、天然ガス車両は使用を皆さん控えておりますので、天然ガスの供給するガステーションも、京王バスの永福町営業所にございましたけれども、今は営業を中止しておりますので、供給するところもございませんので、今回からディーゼル車ということにしております。

○会長 ほか、よろしいですか。

では、とりあえず、個別案件の審議はこれで終わりにしたいと思います。

いずれにしても、今回ちょっと非常に気になったことは、見積もりのとり方につきましては、たびたび既に当委員会としても何度も申し上げますので、少なくとも最低2者から見積もり書をおとりになるようお願いしたいと思いますし、そこら辺よろしく願いたいと思います。

あとは、落札率が100%のものについては、予定価格が事前公表があったということで、理由はわからないことではないのですけれども、そのほか一般競争契約の場合について、落札率がかかなり高いものにつきまして、慎重な運営を図っていただくようお願いしたいというふうに思います。

そのほか、特に委員の方々から個別に、何か申し上げられる事項ございますでしょうか。

奥委員からも要請がありましたが、委託契約につきましても、今後は、仕様書等をおつけいただくようお願いしたいと思います。

では、そういうことで、議事を事務局にお返しします。

○行政管理担当課長 どうもありがとうございました。

それでは、簡単に事務連絡だけ、2点ほどさせていただきます。

その他で、まず1点目ですけれども、例年お配りしている黄色い冊子で、杉並区行政評価報告書、それから、杉並区財団等経営評価というのを本日席上に配付をさせていただきましたので、これは後ほどご確認いただけたらというふうに思います。

それから、昨年あたりは、ちょうどこの時期に、行政評価等の結果についてという、A

4 で大体両面ぐらいなのですけれども、配付しておりましたけれども、現在こちらの資料をまとめておりますので、作成次第、皆様にメール等で配付をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

それと、本日、委員の皆様には、年末のお忙しい中なのですけれども、29 年度の外部評価に今取組をしていただいているところがございますので、この外部評価につきまして、次回の第 5 回外部評価委員会で、さまざまご議論をしていただくこととなります。これに当たりまして、日程調整をいただきありがとうございます。

改めて、次回、第 5 回の外部評価委員会についてのご連絡ですけれども、2 月 1 日の午後 5 時 15 分から、この会場で行うということになっておりますので、大変年明けで忙しい時期と思ひますけれども、またご協力をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○会長 あと、もう 1 つ忘れていないですか。12 月末期限。

○行政管理担当課長 前回はアナウンスしておりますけれども、この外部評価ですけれども、12 月 22 日を提出期限とさせていただきますので、ご協力をお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

○○委員 第 1 回の議事録は、作成されたのでしょうか。

○行政管理担当課長 校正が終わりまして、送りましたよね。

○事務局 第 1 回の、ヒアリング時のですよ。第 1 回はお送りさせていただきます、第 2 回と第 3 回、ヒアリングのときについては、後ほどメールで、参考までに。

○○委員 第 1 回は送ってある。

○事務局 では、もう 1 回送らせていただきます。

ヒアリングも、委員に、外部評価の参考にしていただくためにお送りさせていただきます。

○会長 そうということ。どうもお疲れさまでした。

— 了 —